

(三) その他

【一七〇】第九十回帝國議會衆議院請願委員會議録
(速記)第十四回(昭和21年10月1日)

(発言者) 大島定吉(委員長代理)
菅又薫(議員)

山口好一(委員)

〔発言順。敬称略〕

○大島委員長代理 日程第三、海外物故同胞慰靈會ニ關スル請願、文書表第八七一號——紹介議員菅又薫君

○菅又薫君 紹介致シマス、平和日本建設ノ爲メ、近古以來、遠ク海外ニ出稼ギタル我が移植民中、不幸客土ニ物故シタル同胞ノ事蹟顯彰、冥福祈願等ニ付キ慰靈會ノ設立運營ニ對シテ、政府ハ既ニ幾度カ帝國議會ニ聲明シタル通り相當ノ助成ヲセラレタシ、理由、終戦以來、我が陸海軍人二百餘萬ハ、其ノ捧持スル若干戰友ノ遺骨ト共ニ大量復員中ナル傍ラ、在外同胞約四百萬モ亦累々喪家ノ狗ノ如ク罪ナクシテ到ル處ニ逐ハレ、三々伍々引揚ゲツ、重大社會問題ヲ惹起中ナリ、是等引揚同胞ハ元來人間到ル處青山アリヲ高吟シツ、身ニ寸鐵ヲ帶ビズ、専ラ平和手段ニ依リテ遺利ヲ海外萬里ニ索メ、富源ヲ未拓ノ國土ニ探リテ一意文化ノ發揚、人類福祉ノ増進ニ貢獻センコトヲ庶幾シ、粉骨碎身以テ民族躍進史上ニ牢固不拔ノ足跡ヲ印シ、其ノ身亦漸ク業遂ゲ産ヲ成スノ途端、思ヒキヤ大敗戦ニ因ル終戦ニ逢著シ、田園ヲ擲チ、店舗ヲ閉チ、剩サヘ家宅ヲ棄テテ著ノ俛泣キ叫ブ妻子ヲ挈ゲ、生命カラガラ是レ亦同様眷族殆ド飢餓線上ニアル郷國ヲ指シテ引揚中ナリ、抑々彼等ハ當初如何ナル動機ニテ發足シタルヤ、官邊有志ノ命令從憑如何、其ノ有無如何ニ拘ラズ、現下殆ド絶體絶命ニ行詰リタル引揚同胞ノ實情ヲ目撃シテハ、誰カ一掬同情ノ涙ノナキヲ得ンヤ、然レドモ生キテ故山ニ還ル尙ホ忍ブベシ、之ニ引換ヘ其ノ先輩僚友ニシテ雲霧萬里、寄ル年波ニ打チ克チ得ズシテ惜シクモ異域ノ鬼ト化シ、或ハ又雄圖空シク瘴癘ノ氣ニ挫ケ、魂魄徒ラニ沼澤巖礁ノ間ニ彷徨スル者ニ至リテハ、痛恨實ニ察スルニ餘リアリ、但シ右ハ必ズシモ今日ニ始マルニアラズ、遡リテ織豊戰國時代、徳川鎮國時代ヨリ、近ク明治開國以來、交通ノ頻繁化スルニ伴ヒ、渺茫タル太平洋上及ビ

其ノ兩沿岸ヲ初メ、五大洲到ル處ニ此ノ種犠牲者ノ續出激増ハ顯著トナレリ、今ヤ世界各地ヨリ逐ハレ追ハレテ引揚ゲ還ル同胞ノ集注歸郷ハ豪勢ヲ極ムルモ、懸テ平和條約成立シテ通商ノ許容セララル、曉ニハ再び海外出航者モ亦續出スベク、其ノ内又モヤ若干ノ物故者ヲ見ルベキハ必然ナリ、曾テ豐太閣ノ征韓役後、薩摩藩主島津公ガ日韓雙方戦死者ノ爲メ特ニ合祀供養ヲ營ミ、以テ紀念碑ヲ高野山嶺ニ建立シタル先例アルニ鑑ミレバ、是等海外物故同胞慰靈ノ舉ハ、古今ヲ通ジ、將來ニ互リテ永ク我が民族ニ課セラレタル一大宿題ニアラズシテ何ゾヤ、是ニ於テ帝國議會ハ昭和十三、四年以來累次貴衆兩院ニ提出セラレシ本件請願ニ動かサレ、其ノ都度院議ヲ以テ深く思ヒテ海外物故同胞ノ弔慰ニ致シ、政府亦之ニ滿腔ノ同情ヲ寄セ、斯カル海外物故同胞慰靈會ノ設立ニ對シテハ必ズヤ相當ノ補助助成ヲナスベキ旨ヲ反覆聲明シタリ、若シ夫レ干戈砲烟ノ間ニ燈レタル將兵弔慰ノ爲トシテ言ヘバ、北米合衆國ハ早く既ニ「ワシントン・アーリントン」墓地ニ無名戰士ノ墳墓ヲ築キ、更ニ招魂祭日ヲ設ケテ全國一齊ニ弔慰ヲ傾注シツ、アリ、本邦モ亦是ト同ジク、靖國神社ノ奉齋ト招魂祭日ノ嚴守トヲ以テ是ト並ビツ、アルハ言ヲ俟タズ、然ルニ單リ兵士ニアラズ、隨テ又身ニ寸鐵ヲ帶ビズ勇躍出動、營々トシテ平和日本建設ノ爲メ、海外萬里ニ奮闘シテ惜シクモ物故シタル同胞ニ對シテ、曾テ何等顯彰弔慰ノ企テナキハ依怙ノ沙汰ニアラズシテ何ゾヤ、「イタリ」ニ夙ニ移民博物館ノ設ケアルニ比較スルモ、實ニ遺憾ニ堪ヘズ、是レ本請願ヲ提出スル所以ナリ、政府ノ御所見ヲ伺ヒマス

○井手政府委員 只今紹介議員カラ非常ニ御懇切ナ御紹介ヲ戴キマシタ本件デゴザイマスガ、海外ニ於テ非常ニ奮闘サレマシタ我々同胞ノ先驅者ノ方々ノ功績、サウシテ又今度ノ戰爭ニ因リマシテ非常ニ犠牲ヲ被ラレタコトニ對シマシテ、何人ト雖モ涙ナシニハ考ヘラレナイト思フノデアリマス、之ニ對シマシテ色々ナ方法ガ考ヘラレデアラウト思フノデス、政府トシマシテハ、其ノ色々ナ段階ガアラウト思ヒマスガ、出來ルダケ之ニ對シマシテ協力シ、又自ラ積極的ニ働キ掛ケテ其ノ冥福ヲ禱ルト云フコトニ努メナケレバナラヌコトハ勿論ト思ツテ居リマス、將來斯ウ云フ會ガ出來マスル場合ニ色々豫算其ノ他ノ見地カテ見マシテ、緊急ヲ要スルモノガ我が再建日本ニハ山積シテ居リマスガ、十分ニ豫算ノ見地其ノ他各般ノ政府ノ施策ニ於キマシテ、助援ヲスルヤウニ研究ヲシテ、海外ニ於ケル犠牲者ニ對スル功勞ニ報イ、且ツ其御冥福ヲ御祈リ致シタイモノト考ヘテ居ル次第デゴザイマス

○山口(好)委員 本案ノ採擇ヲ願ヒマス
○大島委員長代理 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ
○大島委員長代理 本案ハ採擇ニ決シマシタ

【一七二】第十二回国会参議院通商産業委員会会議録第二号（昭和26年10月18日）

（発言者） 栗山良夫（委員）
古池信三（委員）
首藤新八（政府委員、通商産業政務次官）
〔発言順、敬称略〕

○栗山良夫君 通商産業省の予算に関する事項は、これはやはり大臣から私は概括的な御説明があつて然るべきだと思つてあります。ところがまだ新大臣は就任されてから恐らくこの通産委員会には答弁にお見えにならなかつたと私は思うのですが、そうですか。予算についてはとにかく大臣から省の方針というものをお説明になるのが順序だろつと思つたので、さうしてお取計い願つたいと思つた。

○理事（古池信三君） 只今栗山委員から御要望がありました。これに關して通産御当局はどう考へておられるのであります。か

○政府委員（首藤新八君） 本日は大臣が出席いたしまして、只今栗山委員の御指摘通り、補正予算、更に進んで通常予算に対するところの構想を御報告申上げる予定であつたのであります。が、御承知の通り講和条約並びに安全保障条約、この特別委員会に総理と共に出席を要求されておりました、そのほうに出席して頂いておるのであります。なお只今は総理と共に靖国神社の大例に参列されまして、多少時間がかかりますが、或いはもう少し遅くなれば出席ができるかと考へますが、只今のところ困難な事情でありますことを申上げておきます。

○栗山良夫君 今の政務次官の御答弁のような事情であれば、予算の問題については、大臣が出席されてから大臣から一つ御説明を伺う、こういうことにお願ひをしたいと思います。

○理事（古池信三君） それではちよつと皆様にお諮りをいたしますが、只今栗山委員から予算の問題については、大臣御出席の上で親しく説明をもらいたいという御要望がありました。如何取計いいたしませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○理事（古池信三君） それでは只今の栗山委員の御要求のようなふうにと取扱いたいと思つた。

○栗山良夫君 それからもう一つは、今政務次官がこれはほかにも関係のあることなんで質しておきたいと思つたが、靖国

神社の祭典に出席するためにこの委員会に出られない、こういうことをおつしやつたのですが、靖国神社の祭典は国の祭りごとではないはずだと私は思うのであります。この点は国会のほうの委員会の出席をやめても、靖国神社の祭典に出なければならぬものかどうか、その点を明らかにしておきたいと思つた。

○政府委員（首藤新八君） 非常にまあデリケートな御質問ですが、御承知の通り終戦後六カ年の間靖国神社の公の参拝が禁止されておつたわけでありまして、講和条約の成立と共に今般幸いに政府のほうから公の参拝が許されたのであります。考へて見ますれば、これら英霊に對しまして国民感情としても長い間崇高の念を以て参拝したいといふふうに考へておつたにもかかわらずこれができなかつた。幸いに今回許されたところでありまして、総理大臣初め各大臣がお詣りするところとは、この際我々は必要じやないかといふふうに考へておるのであります。而もそれがためにこの委員会に出席ができないという程度のものであります。その辺は御了承願ひたいと思つた。

【一七二】第十二回国会衆議院予算委員会議録第七号（昭和26年10月27日）

（発言者） 高橋等（委員）
橋本龍伍（国務大臣、厚生大臣）
〔発言順、敬称略〕

○高橋等委員 傷痍者は現に生存いたしておるものでありまして、その生活保障というものは急を要し、また大切なことでございます。これに對しまして、いかなる措置をなされようとしておるか。それからまた物的補償のほかに、精神的援護ということが非常に大切でございます。英霊に對しまする国家の手による合同慰霊の行事の施行、あるいは遺家族の日常生活の世話をする組織であるとか、傷痍軍人の援護、授産または就業に關して実現せねばならぬと思つた。政府の所信を承りたいと思つた。

○橋本國務大臣 ただいまのお話の傷痍者の方々に對しましては、先ほど申し上げました通り、現在の昭和二十一年勅令第六十八号によりまするわずかな恩給というものは、まことに不十分でございますので、今日戦傷病者及び戦没者遺族等の処遇に關する連絡打合会で、具体的な方策を目下考へておるところでございます。現在までに比べまして援護が十分になると考へておるのでございますが、具体的にどの程度とするかといふことは、もう少しお待ちを願ひたいと考へるのであります。なおこの遺族、傷痍者等のいろいろな相談に應ずる窓口は現在もあつてございますが、政府といたしまして、今後におきましても、遺族、傷痍者の精神的な援護という方面につきましても、できるだけの措置を講じたいと思つて、将来のくふうをいたしておるのであります。